

5 登録入居

① 登録入居の申込資格

次の方は、登録順に入居する登録入居の申込みをすることができます。

ただし、住宅の空き状況によっては、なかなか順番が回ってこないこともあります。順番待ちの状況など詳しいことは、お問合せください。

登録種別	要件	必要書類
1 高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の方のみの世帯(単身不可) ・60歳以上の方とその配偶者または18歳未満の親族からなる世帯 	登録入居申込書(31ページ)
2 障害者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者(1～4級)の方がいる世帯 ・精神障害者(1～3級)、知的障害者の方がいる世帯 	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の写し 登録入居申込書(31ページ)
3 母子世帯	配偶者のない女性の方と、その扶養する20歳未満の子どもからなる世帯	福祉事務所等が発行する母子世帯証明書(30ページ) 登録入居申込書(31ページ)
4 父子世帯	配偶者のない男性の方と、その扶養する20歳未満の子どもからなる世帯	入居する方全員の戸籍謄本 登録入居申込書(31ページ)
5 小さな子どもがいる世帯	義務教育修了までの子どもがいる世帯	登録入居申込書(31ページ)
6 多子世帯	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯	登録入居申込書(31ページ)
7 配偶者からの暴力被害者(世帯)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項による保護命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない被害者	裁判所の保護命令決定書の写し 登録入居申込書(31ページ)
	配偶者からの暴力を理由として婦人相談所等で一時保護を現に受けている方または一時保護が終了した日から起算して5年を経過していない方	婦人相談所長等の証明書 登録入居申込書(31ページ)
	配偶者からの暴力を理由として母子生活支援施設または婦人保護施設に現に入所している方または退所した日から起算して5年を経過していない方	母子生活支援施設長または婦人保護施設長の証明書 登録入居申込書(31ページ)
	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けている方。	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書 登録入居申込書(31ページ)
	県営住宅への入居に関する配偶者暴力被害申出受理確認書の交付を受けている方。	「県営住宅への入居に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」 登録入居申込書(31ページ)
8 犯罪被害者等世帯	犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、犯罪等により従前の住所に居住することが困難な世帯	警察当局へ犯罪等の事実を確認するための申告書類 登録入居申込書(31ページ)